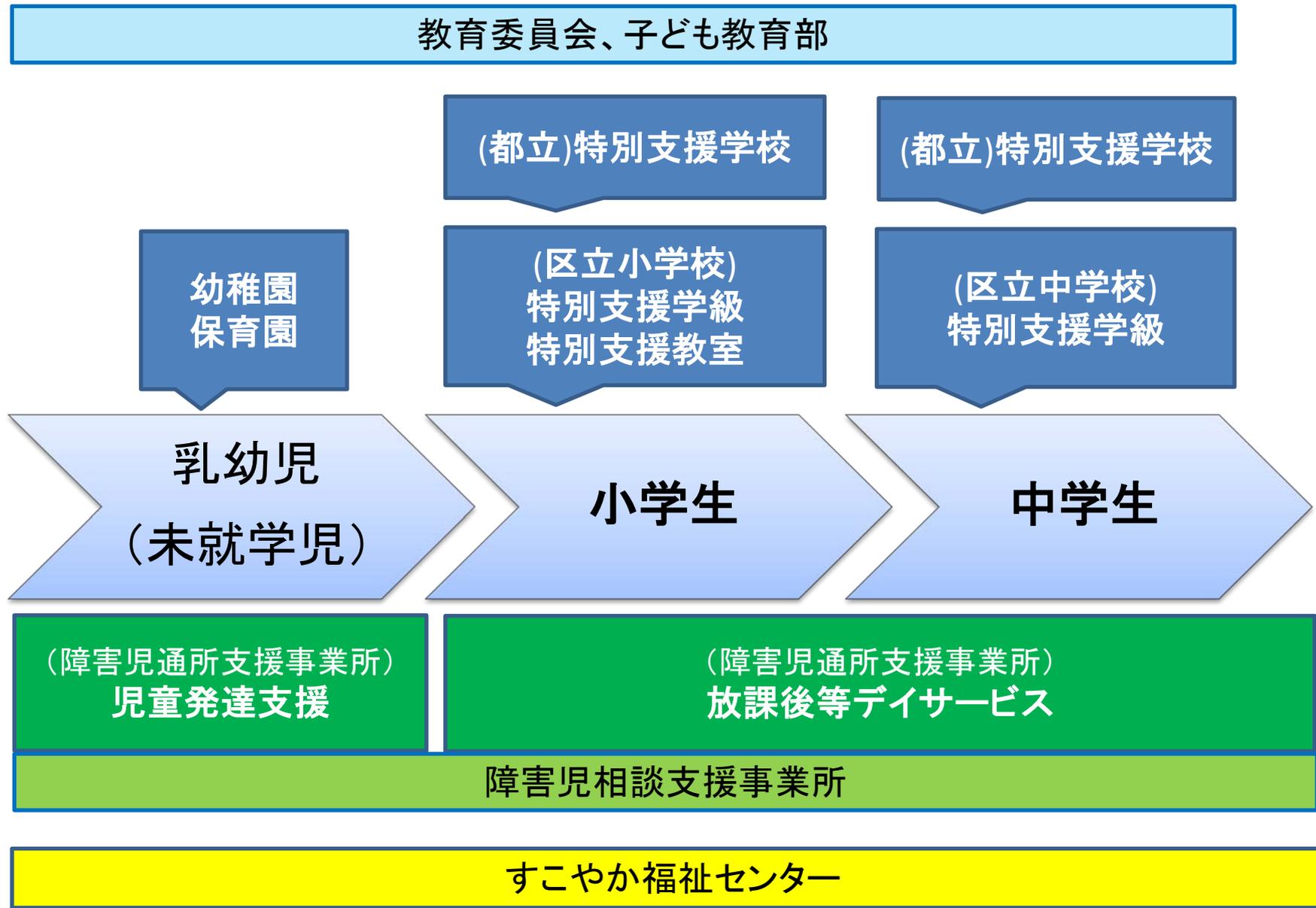


# 特別な支援が必要な子どもたちへの支援

— ライフステージが変わっても切れ目のない支援 —

教育委員会事務局／子ども教育部  
子ども特別支援担当



教育委員会、子ども教育部

(都立)特別支援学校

(都立)特別支援学校

幼稚園  
保育園

(区立小学校)  
特別支援学級  
特別支援教室

(区立中学校)  
特別支援学級

乳幼児  
(未就学児)

小学生

中学生

(障害児通所支援事業所)  
児童発達支援

(障害児通所支援事業所)  
放課後等デイサービス

障害児相談支援事業所

すこやか福祉センター

# ライフステージが変わっても 切れ目のない支援

- 就学移行支援（申し送り）



- 「個別発達支援計画書」の作成  
（個別支援計画会議）



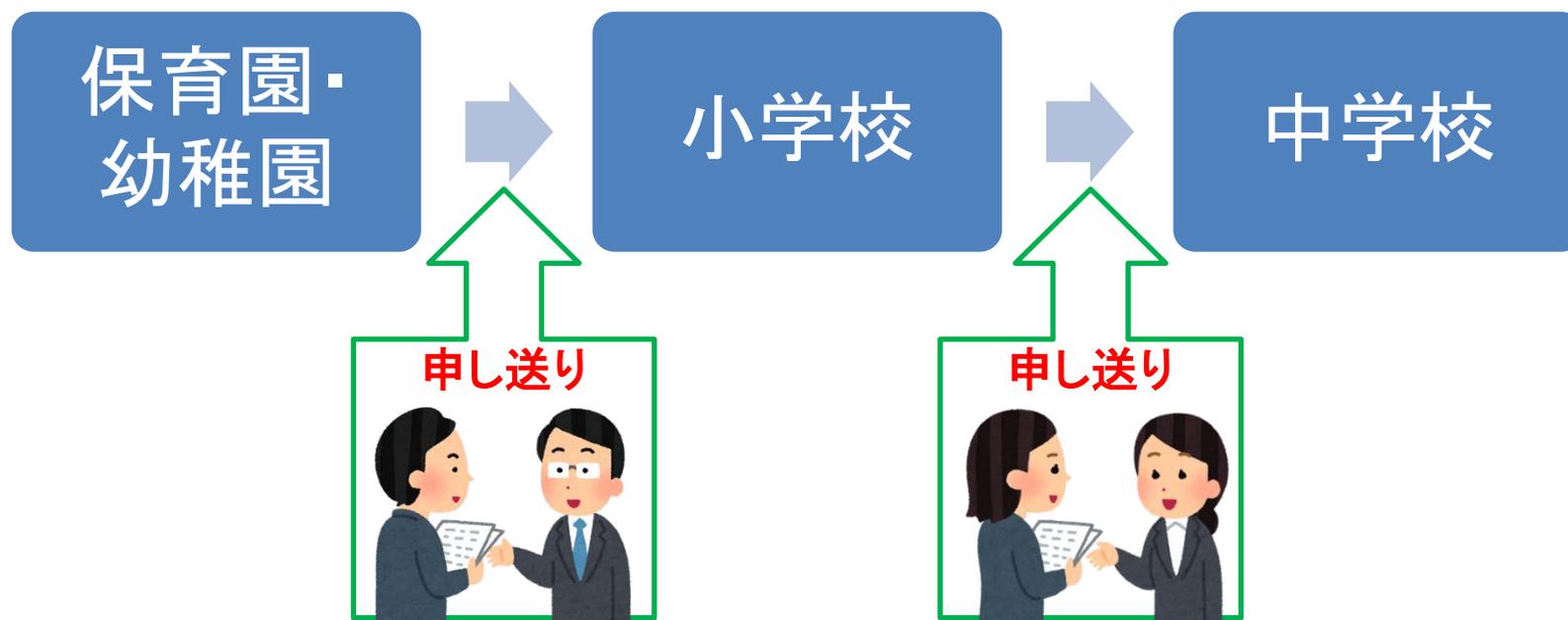


# 就学移行支援 (申し送り)



# 就学移行支援（申し送り）

- 就学によりライフステージが変わっても、必要な支援や配慮が引き継がれるようにする仕組み。



# 就学移行支援（申し送り） スケジュール

8月

- 対象児童の名簿をすこやか福祉センターに送付【子ども特別支援】
- 保護者の意向を確認【すこやか、在籍園】
- 在籍園へ「指導経過など連絡票」の作成を依頼【すこやか】

10月上旬

- 小学校へ対象児童名簿を送付【子ども特別支援】
- 対象児童の「指導経過など連絡票」を小学校に持参（就学時健診での申し送り）【すこやか】

10月中旬～  
11月

- 就学児健康診断の受診状況を連絡【小学校→子ども特別支援→すこやか】
- 保護者支援、情報収集を継続【すこやか】

2月～3月

- 10月に情報提供を行わなかった児童、状況が変化した児童について情報共有（就学直前の申し送り）

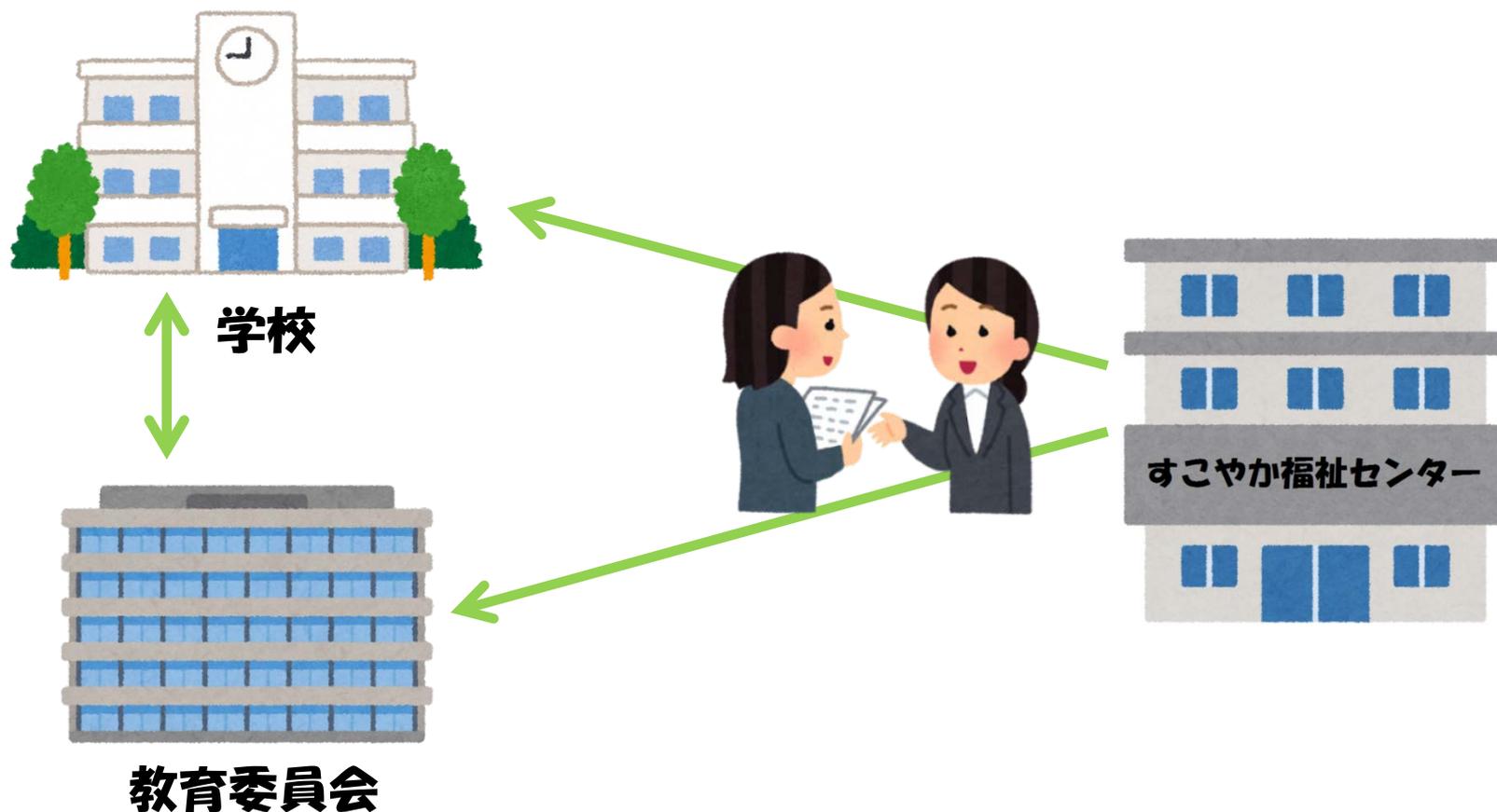
# 就学移行支援（申し送り）①

- すこやか福祉センター職員が関係機関等から情報収集



# 就学移行支援（申し送り）②

- 情報を共有



# 「個別発達支援計画書」の作成 (個別支援計画会議)



# 「個別発達支援計画書」の作成

- 特別な支援が必要な児童ごとに、「個別発達支援計画書」（＝「**個別の教育支援計画**」）を作成
- すこやか福祉センターの職員が関係機関と連携して作成
- 小学校で「**個別支援計画会議**」を開催

# 「個別の教育支援計画」とは



- 障害のある児童（生徒）などについて学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）により作成し活用することに努めることとされている。
- 特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、作成や活用が義務づけられている。

# 「個別発達支援計画書」 作成スケジュール

6月

- 対象児童の名簿を各小学校に送付【子ども特別支援】
- 対象児童名簿を確認【小学校】

7月

- 会議の日程調整【すこやか】
- 対象児童について情報収集【すこやか】
- 必要に応じ、学校訪問【すこやか】

8～12月

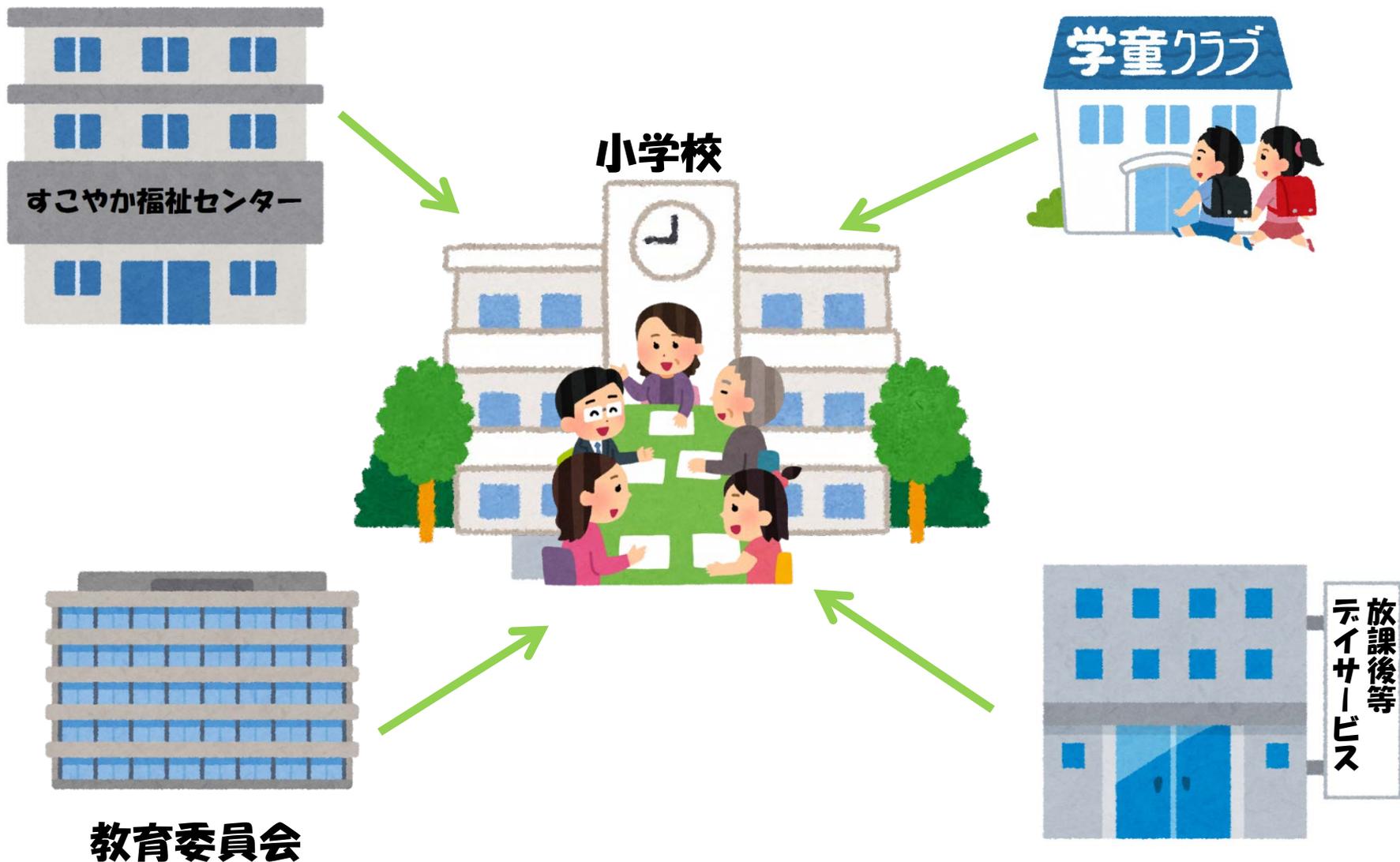
- 関係者参加による個別支援計画会議の開催【小学校】
- 会議の結果をまとめて作成した計画書を小学校に持参【すこやか】
- 保護者に会議の結果を報告【すこやか】

# 個別発達支援計画書の作成(情報収集)

- すこやか福祉センター職員が関係機関等から情報収集



# 個別支援計画会議



# 個別支援計画会議

- 就学時に「申し送り」を行った子ども及び就学後に支援を開始した子どもの支援計画（個別発達支援計画書）の検討を行う。
- 原則として  
小学校1・4・6年生
- 小学校、すこやか福祉センター、学童クラブ、放課後等デイサービス事業所、教育委員会の連携



# 「個別発達支援計画書」

- 「個別支援計画会議」で確認した内容をもとに、すこやか福祉センターで作成



# 今後の課題

- 中学校での関係機関連携の強化
- 書式等の共通化による簡素化
- 就学相談との連携強化

# 切れ目のない支援

- 就学移行支援（申し送り）により、ライフステージが変わっても支援が継続
- 学校だけでなく、すこやか福祉センター等が連携して支援を継続的に実施
- 個別支援計画会議の開催により関係機関との顔の見える関係を構築